

# 道 路 管 理 課

## 1 道路管理事務 予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書279～281ページ]

身近な公共施設である道路などを適正な状態に保つため、道路法及び各種法令等に基づき、道路管理者として必要な調査、審査、許可、指導及び監督を行うもの

### (1) 道路台帳整備

道路法第28条において、「道路管理者は、その管理する道路の台帳(略)を調製し、これを保管しなければならない。」と定められている。この規定に沿って、道路管理事務を円滑に遂行し、道路の区域や構造等、道路管理における基礎的な事項を把握するため、毎年、道路台帳の補正等を行っている。

ア 調布市道の状況(令和2年3月31日現在)

(ア) 市道路線数 2,919路線(主要市道 34路線, 一般市道 2,885路線)

(イ) 延べ延長 406,714.30m

(ウ) 延べ面積 2,066,471.03㎡

イ 市道路線の認定・廃止等

(ア) 市道路線の認定 6路線(延長987.71m)

(イ) 市道路線の廃止 19路線(延長868.12m)

(ウ) 市道路線の区域変更 83路線 92箇所

ウ 道路敷地の寄附受け(開発事業による寄附受けを含む。)

21件 面積2,351.85㎡

### (2) 道路等証明の発行状況

ア 道路幅員等証明 31件

イ 道路区域証明 22件

ウ 道路等境界証明 263件

エ 法定外公共物証明 2件

オ 境界図コピー対応 4,791件

### (3) 路線調査測量

市道路線等境界確認件数 50件

### (4) 路面下空洞化調査

道路の適切な維持管理に向け、平成26年度から、道路幅員5.5m以上の道路やバス路線等を中心に、市内約90kmの路面下空洞調査を実施している。

令和元年度は、路面下の経年変化を確認するため、これまで調査した路線のうち延長約31kmを調査し、14箇所の補修工事を実施した。

項目	29年度	30年度	元年度
調査道路延長(km)	10.5	49.7	31.2
空洞可能性箇所数	5	66	31
補修対応箇所数	2	35	14
今後対応箇所数	3	31	17

### (5) ふれあいのみちづくり事業

市道等の適正な維持管理及び美化の推進を図り、地域コミュニティの活性化に貢献するため、市と市民が協働して、市道、水路、けい畔その他特定の公共空間における清掃等の維持管理活動を実

施するもの

ア 認定団体数，構成人員 17団体 220人

イ 活動延長 9,189m

(6) 道路占用等

道路法第32条（道路の占用の許可），同法第44条（沿道区域の損害予防義務），同法第47条の2（特殊車両の通行の許可）及び同法第24条（自費工事）の規定による届出を審査し，許可又は不許可の判断をするとともに，車両制限令第12条（特殊な車両の特例）の規定による通行認定を行った。

ア 道路占用申請件数 1,495件

イ 沿道掘削申請件数 14件

ウ 特殊車両通行許可協議件数 229件

エ 大型・特殊車両通行認定申請件数 25件

オ 自費工事施行承認申請件数 162件

2 道路維持保全 予算科目（款・項・目）40・10・10 [決算書281～283ページ]

市民生活の安全・安心を確保するため，道路及び附属施設（道路排水施設や街路樹等）を一体的に管理し，適切な維持補修を行うもの

道路上に不法に投棄されたごみ，除草や樹木のせん定については，ごみ対策課及び緑と公園課と連携し，迅速な対応に努めた。

(1) 道路清掃等

ア 道路清掃 2,427km

イ ます清掃 8,313箇所

ウ 水路等清掃 724m<sup>3</sup>

エ U字溝清掃 86m

(2) 除草 84,899m<sup>2</sup>

(3) 維持補修

ア 舗装補修 15,495m<sup>2</sup>

イ 雨水ます設置 20箇所

(4) 街路樹

ア 定期管理 64路線 28,886m<sup>2</sup>

イ 伐採，その他枝切り等 78件

3 交通安全施設 予算科目（款・項・目）40・10・10 [決算書283ページ]

道路に附属し，街路灯，道路反射鏡，防護柵等，交通安全上欠くことのできない施設について，異常の有無を常時パトロールするとともに，市民からの通報や要望に対して迅速に対応することで良好な状態の保持に努めるもの

(1) 街路灯（LED化率24.6%）

ア 街路灯新設 60箇所

イ 照明器具修理 2,246件（うち，照度改善343件）

ウ 防犯外灯電気料金の助成 2自治会 1,031,565円

(2) 道路反射鏡

ア 道路反射鏡新設 4基

- イ 鏡面交換, 角度調整等 191箇所
- (3) 防護柵 交換・修理等 88箇所
- (4) 道路区画線標示 2,993.9m
- (5) 自発光式交差点<sup>びょう</sup> 鏡
  - ア 新設 0基
  - イ 交換・修理等 1基

**4 地籍調査** 予算科目(款・項・目) 40・10・10 [決算書283ページ]

毎筆<sup>まいふで</sup>の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊として作成するもの

国土調査法に基づき地元自治体等が行う土地の最も基本的な調査で、市町村が実施する地籍調査の場合は、事業費のうち2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担することとされている。国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、平成22年に閣議決定された第6次国土調査事業10箇年計画では、「全国のD I D地区(人口集中地区)のうち、地籍調査を緊急に実施すべき地域の半分について、少なくとも官民境界情報の整備を完了させる。」ことを目標として事業量が明示されている。

調査が完了すると、「地籍図」が不動産登記法第14条の地図として登記所に備え付けられるとともに、「地籍簿」により登記簿が書き改められることから、不動産登記の精度が高まり、土地取引の円滑化や各種公共事業の計画、設計、用地買収、維持管理などに役立つことが期待されている。

市では、平成19年度に、道路や河川等の長狭物(主に官有地)と民有地との境界(官民境界)についてのみを民々境界に先駆けて調査する「官民境界等先行(街区)調査」に着手し、上石原1丁目と同2丁目において実施した。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災に伴う地盤の変動により、東日本全域において測量基準点成果の改定が必要となったことから、市では、平成24年度に市内の2級基準点の改測を実施し、平成25・26年度に市内の3級基準点の改測を実施したことで、2級・3級基準点網の再構築を完了させた。

中断していた官民境界等先行(街区)調査を平成26年度に上石原3丁目から再開し、平成30年度から下石原3丁目を実施している。令和元年度末の進捗率は3.1%(実施面積ベース)である。

**5 道路整備** 予算科目(款・項・目) 40・10・15 [決算書285ページ]

道路を安全で快適に通行可能な状態を維持するため、各種調査の結果を受けて道路整備を行うもの

(1) 生活道路工事内訳

生活道路は、地域住民の生活に密着した道路であり、FWD道路調査や交通量調査の結果に基づき、傷みの激しい道路について補修工事を実施した。

No.	事業名	延長(m)	全幅員(m)	歩道(m)	金額(円)
1	市道北114号線ほか1路線舗装改良工事(令和2年度へ繰越工事元-2)	349	4.0~6.0		15,000,000

(2) 人と環境にやさしい道路整備の工事内訳

市内の主要な市道の中で、歩道と車道の段差が大きく、利用しにくい路線について、道路の移動円滑化整備ガイドライン等に沿ったバリアフリー化工事を行うとともに、歩道の透水性舗装、車道の排水性舗装を施工することにより、雨水の地下還元や雨天時の交通安全対策等に配慮し、誰もが安全に利用できる道路整備を進めた。

No.	事業名	延長(m)	全幅員(m)	歩道(m)	金額(円)
1	人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 32 号線）東側歩道 【施行委託】	588	22.0	3.0	90,251,539
2	人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 12 号線） 中央道西側～鹿島技術研究所前 （令和元年度へ繰越工事 30-元） 【施行委託】	370	16.0	3.0	61,647,312
3	人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 12 号線） 鹿島技術研究所前～府中市境 （令和 2 年度へ繰越工事元-2） 【施行委託】	350	16.0	3.0	73,102,500

#### 6 橋りょうの耐震補強・補修 予算科目（款・項・目）40・10・15〔決算書285ページ〕

市が管理する、野川、仙川などに渡河を目的として架設された橋りょうは、いずれも旧道路橋示方書（昭和39年）に基づき設計・架設されたものである。これらについて、将来発生が想定される大震災に備え、平成14年に改定された道路橋示方書の耐震基準を満たすべく、平成15年度から橋の台帳を整備し、補強が必要な橋りょうを対象に耐震補強補修工事を進めるもの

耐震補強が必要な48橋のうち、令和元年度末時点で44橋の工事が完了した。

令和元年度は、飛田給スタジアム前歩道橋の塗装・橋面舗装補修工事を実施したほか、品川通りに架かる横断歩道橋2橋の撤去工事を実施した。

また、仙川橋及び神明橋について設計を行った。

No.	事業名	金額(円)
1	スタジアム前歩道橋整備事業	214,805,580
2	横断歩道橋撤去事業	65,943,560

#### 7 市有財産の処分等

市が管理する道路や水路は、本来、公共用財産として広く供用されるべきものであるが、中には一部宅地内に取り込まれるなど、長くその機能が喪失しているものが存在する。これらのうち、元に戻すことが客観的に困難で、今後も活用の見込みがないものについては、公有財産の有効利用の観点から一定の手続を経たうえで、占有者や隣接地権者への売却や貸付けを進めるもの

区分	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)
道路	12	1,062.99	77,730,612
水路	4	53.22	4,239,000
畦畔等	6	116.08	14,943,500
合計	22	1,232.29	96,913,112

区分	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)
市有財産の貸付け	3	115.70	501,636

## 8 苦情・要望等処理

市民からの要望や苦情，道路パトロールを通じて，道路の水たまり・舗装劣化・陥没・家屋への振動などが発見された場合，速やかに補修し，安全に通行できるようにするもの

また，水路等の草刈り，清掃，不法投棄の撤去を行い，環境美化に努めるもの

処理の状況

(単位：件)

種 別	29 年度	30 年度	元年度
不法投棄	33	40	93
草刈り・せん定	500	491	505
道路補修	197	254	265
道路・水路清掃	136	130	175
その他	577	568	336
合 計	1,443	1,483	1,374